

大藏
外務省令第 號
司法

昭和二十年勅令第五百四十二號「ポツ
カム」宣言受諾ニ伴ヒ發スル命令ニ關
スル件ニ基キ閉鎖機關保管人委員會等
ニ關シ左ノ通定ム
年 月 日

大藏大臣 子爵 澁澤敬三
外務大臣 吉田 茂
司法大臣 岩田 宙造

第一條 別表ニ掲グル銀行其ノ他ノ機

關ヘ以下閉鎖機關ト稱スノ業務及
財產ノ管理ニ關シテハ本令ノ定ムル
所ニ依ル

第二條 閉鎖機關ノ業務及財產ノ管理
ノ爲開鎖機關保管人委員會（以下保

管人委員會ト稱ス）ヲ置ク
第三條 保管人委員會ハ委員長一人及

委員若干人ヲ以テ之ヲ組織ス
委員長及委員ハ主務大臣之ヲ選任ス
主務大臣前項ノ選任ヲ為シタルトキ

ハ之ヲ告示ス
第四條 委員長ハ閉鎖機關ノ業務及財
產ヲ管理ス

委員ハ前項ノ管理ニ関シ委員長ヲ補佐ス

第五條 閉鎖機關ノ業務及財産ノ管理及

處分ニ爲ス權利ハ委員長ニ專屬ス

閉鎖機關ノ業務及財産ニ関スル許ニ付テ

ハ委員長ヲ以テ原告又ハ被告トス

第六條 委員長ハ主務大臣ノ認可ヲ受ケ

委員長臨時故障アル場合ニ於テ其ノ職務

ヲ代行スル委員ヲ定ムルコトヲ得

主務大臣前項ノ認可ヲ與ハタルトキハ之

ヲ告示ス

第七條 委員長ハ其ノ職務ノ遂行上必

要アルトキハ何人ニ對シテモ閉鎖機關ノ

業務及財産ノ管理ニ関スル事務ニ從

事スハ協カスルコトヲ求ムルコトヲ得

第八條 委員長必要アリト認ムルトキハ

閉鎖機關ノ業務及財産ノ管理ニ付必

要ナル帳簿、書類其ノ他ノ物件ヲ保

管スル所持スル者ニ對シ其ノ提出ヲ求

メ又ハ其ノ閲覧若ハ謄寫ヲ爲スコト

ヲ得

第九條 委員長及委員ハ主務大臣之

ヲ監督ス

第十條 主務大臣必要アリト認ムルト

キハ委員長又ハ委員ヲ解任スルコト
ヲ得
第三條第三項ノ規定ハ前項ノ場合一
之ヲ準用ス
第十一條 本令ニ於テ主務大臣トアル
ハ大藏大臣トス但シ別表第三項ハ
第七號乃至第十六號及第二十三號二
掲グル閉鎖機關ニ付テハ外務大臣ト
ス
第十四條 第八條ノ規定ニ依ル請求又
ハ閲覧若ハ謄寫ヲ拒ミク妨ゲ若ハ忌
避シタルハ二年以下ノ懲役若ハ
禁錮又ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

附則
本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

別表

- 一 戰時金融金庫
- 二 株式會社資金總合銀行
- 三 南方開發金庫
- 四 外資金庫
- 五 滿洲中央銀行
- 六 中國銀行 (中華民國法人)
- 七 東洋拓殖株式會社
- 八 南洋拓殖株式會社
- 九 北支那開發株式會社
- 十 中支那振興株式會社
- 十一 南滿洲鐵道株式會社
- 十二 南洋興發株式會社
- 十三 台灣拓殖株式會社
- 十四 滿洲拓殖公社
- 十五 滿洲重工業開發株式會社
- 十六 滿洲投資証券株式會社
- 十七 滿洲興業銀行
- 十八 朝鮮信託株式會社
- 十九 中國聯合準備銀行
- 二十 蒙疆銀行
- 二十一 中央儲備銀行
- 二十二 朝鮮金融總合聯合會
- 二十三 樺太開發株式會社